



2024年5月1日

各 位

会社名 株式会社 東京 衡 機
代表者名 代表取締役社長 小塚 英一郎
(コード番号 7719 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理担当 伊集院 功
(TEL. 050-3529-6502)

監査等委員会設置会社への移行に係る定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年2月19日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定しておりましたが、本日開催の取締役会において、2024年5月30日開催予定の第118回定時株主総会に下記のとおり、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更等を内容とする「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に関して、監査等委員会設置会社へ移行した後の役員体制につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 変更の理由

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスの充実および企業価値のさらなる向上を図ることを目的に、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置する「監査等委員会設置会社」へ移行するために、当社定款について、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年5月30日(木)
定款変更の効力発生日	2024年5月30日(木)

以上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略) (新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の設置)</p> <p>第18条 当社は、取締役会を置く。 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、12名以内とする。 (新設)</p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会によって選任する。</p> <p>②～③ (条文省略) (取締役の解任) 第21条 (条文省略) (取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設)</p> <p>② 増員により又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役の報酬等) 第23条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役との責任限定契約) 第24条 (条文省略) (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第25条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>② (条文省略) ③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略) (機関)</p> <p>第4条 本社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 3. 会計監査人 (公告の方法) 第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第13条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (削除)</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、12名以内とする。 ② 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会によって選任する。 ②～③ (現行どおり) (取締役の解任) 第21条 (現行どおり) (取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役の報酬等) 第23条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。 (取締役との責任限定契約) 第24条 (現行どおり) (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第25条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。 ② (現行どおり) ③ 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締</p>

現行定款	変更案
<p><u>による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>	
<p>(常勤監査役) 第 38 条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(常勤の監査等委員) 第 33 条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第 39 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第 34 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</p>
<p>(監査役会の決議の方法) 第 40 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の議事録) 第 41 条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印又は電子署名し、当会社に保存する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会規則) 第 42 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(監査等委員会規則) 第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
<p>第 6 章 会計監査人 (会計監査人の設置)</p>	<p>第 6 章 会計監査人 (削除)</p>
<p>第 43 条 当社は、会計監査人を置く。 (会計監査人の選任) 第 44 条 (条文省略) (会計監査人の任期) 第 45 条 (条文省略) (会計監査人の報酬等) 第 46 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の選任) 第 36 条 (現行どおり) (会計監査人の任期) 第 37 条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第 7 章 計算 第 47 条～第 49 条 (現行どおり)</p>	<p>第 7 章 計算 第 39 条～第 41 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附 則 (監査役との責任限定契約) 第 1 条 当社の令和 6 年 5 月開催の第 118 回定時株主総会開催前(監査等委員会設置会社移行前)の監査役(監査役であったものを含む。)と締結済みの責任限定契約については、なお従前の例による。</p>